長崎市立琴海中学校「いじめ防止基本方針」

長崎市立琴海中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめを根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

○　他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
○　規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。
○　生徒ひとり一人が大切な存在であることを認め、自尊感情を高め、「心の居場所」としての学校・学級つくりに主体的に取り組む生徒。

「育友会との連携」

・育友会
・評議員会　・理事会
・生活部会
・学年、学級理事会
・部活動振興会　など

「いじめ対策委員会」

・校長・教頭・教務主任
・生徒指導主事・学年主任
・各学年生徒指導担当職員
・養護教諭・ＳＣ
・学校相談員
※　必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

・教育委員会・警察
・こどもみらい課
・児童相談所・法務局
・医療機関・児童民生員
・スクールサポーター
・少年センター
・学校運営協議会委員など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

○　いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとするまた、いじめ問題を根絶するために、小中高連携で推進するものとする。

○　未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校体制の構築を推進していくことを基本とする。

○　いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等、関係機関と積極的に連携を図り、推進するものとする。

○　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

○　学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1　いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身に付けた生徒を育成する。

（１）　校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一 致協力した指導体制を確立するとともに、「長崎県いじめ対策ハンドブック」や「いじめ対策リーフレット」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。

（２）　人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは絶対に許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成する。いじめを行う生徒は「自分に自信がない」から、そのような行動に出ることが多い。幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動（いじめ根絶委員会）を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

（３）　学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭や育友会、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会として琴海地区協育振興会を中心に働きかけ、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

（４）　学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

2　いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

（１）　教職員による観察や情報交換

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（５Ｗ１Ｈ気づきメモや情報交換会等）を行う。

（２）　定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的な生活アンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。（毎月１回実施を原則とする）

（３）　「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。 また、その充実に向け、学校相談員や SC、SSW など、学校内外の専門家の活用を図る。

「いじめ相談窓口」は、学年主任、養護教諭、学校相談員、ＳＣなど、生徒にとって最も相談しやすい人とする。

（４）　相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

3　いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

（１）　いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
　生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

（２）　いじめられた生徒またはその保護者への支援
　いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、SC や学校相談員、臨床心理士、福祉等の専門家の協力を得る。

（３）　いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
　いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

（４）　集団への働きかけと継続的指導
　はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
　いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な観察・面談を行い、折に触れ必要な指導を行う。

（５）　ネット上へのいじめへの対応
　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発活動等にも努める。

4　重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

（１）　すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。（月例報告を含む）

（２）　特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

（３）　いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。

（４）　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

５　危機管理マニュアル（いじめ発生の場合）

「教育相談のてびき」より

※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。

被害生徒対応

① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、その友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。

③ 生徒の心情を十分理解しながら、時間の経過や関係者など、できるだけ具体的な状況を聴き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、生徒の心の痛みなどを軽減するように努める。

④ 被害生徒を守り抜く姿勢を示したうえで、関係諸機関と連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、ＳＣや信頼されている教職員等が対応する。

⑤ いじめの程度が一定の限度を超える場合には加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたりするなど、毅然とした対応をとる。特に暴力や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は警察と連携して対処する。

⑥ 養護教諭等や相談員、ＳＣ等が協力して心のケアに努める。

加害生徒対応

① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人等からも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

② 担任のみで判断するのではなく、いじめ対策委員会等を開催し、管理職、学年主任、教育相談担当者等と情報を共有する。

○ 多角的にいじめの原因や対応の在り方などについて検討する。

○ 全校をあげて分掌組織を機能させながら取り組む。

○ 調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。

○ 対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合は、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。

③ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握するとともに確認する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等と関連させて明確にする。

④ 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説諭にならないようにし、ＳＣや信頼されている教職員等が聴きとりを行う。

⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように十分に配慮をする。

保護者・市教委対応

① 速やかに家庭訪問を実施する。可能な限り事情を聞いた当日に実施する。

② 被害生徒の保護者への対応については、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアを行う。

③ 加害生徒の保護者への対応については、事案の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。

④ 速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じ、子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関、他校とも連携を図る。

① いじめられている生徒については、学校が徹底的に守り通すということを言葉と行動で示すとともに、学級活動、道徳教育でのいじめを許さない集団づくりを充実させる。

② 新しい情報がわかり次第、第２・第３報を市教委に報告し、対応を協議する。

③ 当該生徒の継続的観察を行う。

④ 双方への家庭への観察の継続と様子が変化した場合の学校への連絡を依頼する。

６　令和８年度年間計画

月	指　導　内　容	月	指　導　内　容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知　生徒の情報交換 生活アンケート調査 小中連携によるいじめ防止の取組	10	生活アンケート調査 小中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善
5	生活アンケート調査　教育相談 連休明けの生徒観察・情報交換 民生委員等との情報交換	11	生活アンケート調査 三者面談　教育相談 生徒会役員改選と組織づくり
6	生活アンケート調査 小中連携による情報交換 民生委員等との情報交換 教育週間（道徳公開授業）	12	生活アンケート調査 人権集会 民生委員等との情報交換 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	生活アンケート調査　生徒総会 二者・三者面談	1	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会　職員研修会（情報交換、ケース会議他）	2	生活アンケート調査 新入生説明会（中学校の取組紹介等） 民生委員等との情報交換
9	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解 民生委員等との情報交換	3	生活アンケート調査 引継ぎシート作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

※　いじめに関する主な相談窓口

相　談　窓　口	電 話 番 号	相　談　時　間
琴海中学校「いじめ相談窓口」	095 - 884 - 2024	8:45~16:45　（月～金）
長崎市教委 学校教育課	095 - 829 - 1195	9:00~17:00　（月～金）
長崎市こども相談センター	095 - 829 - 1122	9:00~17:30　（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~17:00　（月～金）
子ども人権１１０番（長崎地方法務局）	0120 - 007 - 110	8:30~17:15　（月～金）
長崎県警少年サポートセンター「ヤングテレホン」	0120 - 786 - 714	9:00~17:45　（月～金）
親子ホットライン(長崎県教育センター)	0120 - 078 - 310	24時間受付
心の健康相談統一ダイヤル (長崎こども・女性・障害者支援センター)	0570 - 064 - 556	18:00~09:30（月～金） 土日祝　24時間
長崎いのちの電話（社会福祉法人）	095 - 842 - 4343	9:00~22:00　（毎　日）
チャイルドライン（認定ＮＰＯ）	0120 - 997 - 777	16:00~21:00（毎　日）
チャット相談窓口 「あなたのいばしょ」（ＮＰＯ法人）	https://talkme.jp/	

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子
☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
☐ おどおどしている
☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
☐ にやにや、へらへらしている
☐ 表情が暗く、元気がない
☐ 早退や一人で下校することが増える
☐ 遅刻・欠席が多くなる
☐ ときどき涙ぐんでいる
☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間
☐ 発言すると友だちから冷やかされる
☐ 班編成の時に孤立しがちである
☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
☐ 一人でいることが多い
☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
☐ 教職員の近くにいたがる

◎ 給食時
☐ 好きな物を他の子どもにあげる
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
☐ 他の子どもの机から机を少し離している
☐ 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時
☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
☐ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他
☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
☐ 理由もなく成績が突然下がる
☐ 服に靴の跡がついている
☐ 手や足にすり傷やあざがある
☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

☐ 多くのストレスを抱えている
☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
☐ 教職員によって態度を変える
☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする